



# 大門交番



福山東警察署 大門交番 084-941-1014

**交番・駐在所の加入電話が  
廃止されます！！**



来年からは、交番や駐在所にご要件がある場合にも、警察署の代表電話番号にかけてくださいね

令和6年12月31日をもちまして、県下一部交番・駐在所を除き、交番・駐在所に設置している加入電話が廃止され、令和7年1月1日以降は各警察署の代表電話番号へ統一されることとなりました。

**福山東警察署では、全ての交番・駐在所へ設置していた加入電話が廃止となり、福山東警察署の代表電話番号(084-927-0110)へ統一されます。**

交番・駐在所へお問合せの際には、福山東警察署の代表電話番号へおかけいただき、自動音声に従ってお問合せ先の番号を選択することで交番・駐在所につながります。

※統一日以降に、交番・駐在所へ電話された場合、約3か月間は「福山東警察署へおかけください」旨の音声アナウンスが流れます。

**緊急の事件・事故の場合には迷わず110番通報をお願いします。**

## 令和6年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

期間 令和6年12月1日(日)から12月10日(火)

スローガン 「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」



### ① 歩行者の安全な通行の確保

歩行者の方は、道路を横断する際は、手を上げる等して運転者に対して横断する意思を伝えましょう。運転車の方は、横断歩道に接近するときは、停止できるような速度で進行しましょう。

### ② 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止

体調の悪い時は、車の運転を控え、二輪車運転者の方は、ヘルメット・プロテクターの着装をしましょう。

### ③ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪ですので、お酒を飲んだら絶対に運転をしないようにしましょう。

### ④ 自転車の安全利用の推進

ヘルメット着用が努力義務化、事故の被害を軽減するためにも乗車用ヘルメットを着用しましょう。